

練馬支部会報

令和3年9月号

(公社)全日本不動産協会 東京都本部

(公社)不動産保証協会 東京都本部
練馬支部 支部長 阿波 康則
広報委員長 栗原 重信

初秋の風を感じる季節になりました。貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも皆様のお力になれるよう執行部も考えております。また執行部に対してご意見、ご要望がございましたら支部事務所までご一報いただければ幸いです。

◎練馬支部執行部より

今年度は新型コロナウイルス感染拡大を懸念して支部事業も計画をしては中止をしなくてはならない状態で断腸の思いです。しかしながら感染防止対策を万全に準備して街頭無料相談会を実施するなど活動しております。

9月には「練馬区高齢者優良居室提供事業の実施に伴う居室確保」に関する協定を練馬区役所高齢施策担当部高齢社会対策課施設係と協定を結びました。

以下、練馬区からのご案内を掲載いたしますのでご確認ください。

公益社団法人 全日本不動産協会
東京都本部練馬支部 各会員 様

令和3年度 練馬区高齢者優良居室提供事業について（ご案内）

日頃から高齢者の住まい対策にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、練馬区では、公営住宅への入居が決まるまでの期間（補助期間は、最長6年間）、住宅に困窮している高齢者に民間賃貸住宅を紹介し、その間の家賃等の一部を補助しております。

今年度におきましても、下記のとおり、高齢者優良居室提供事業の入居募集を行いましたので、高齢者に対して居室提供へのご協力をお願いいたします。

記

1 実施方法

- (1) 要件（別紙参照）を満たしている民間賃貸住宅の居室を登録します。
- (2) 入居者の募集方法は、抽選により入居順位を決定し、入居者へ居室紹介をします。
- (3) 入居者と賃貸借契約締結後、練馬区から家賃等の補助金を賃貸人へ交付します。

3 補助金の内容

項目	内容	交付時期
家賃	契約家賃の5割を補助※	毎年4月、6月、8月、10月、12月および2月にそれぞれの前月までの分を交付
居室確保料 (礼金)	契約家賃の1月分を上限として補助	賃貸借契約の締結後に交付
契約更新料	新契約家賃の1月分を上限として補助	賃貸借契約の更新後に交付

※賃貸人は、賃貸借契約を締結および更新するときは、入居者の負担額が登録居室の契約家賃の5割であることを明記する必要があります。

4 仲介手数料の支払い

仲介手数料は、賃貸借契約成立後、登録居室の0.5月分を公益社団法人全日本不動産協会東京都本部練馬支部を通して、支払います。

5 その他

高齢者の孤独死対策として、単身者向けの入居者へ高齢者在宅あんしん生活事業等の利用を義務付けしています。

6 スケジュール

令和3年8月2日（月）～8月18日（水）	優良居室提供の募集期間
令和3年9月中旬	抽選結果の発送
令和3年9月下旬	居室紹介の開始

【担 当】

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 西庁舎 3F
練馬区役所 高齢施策担当部
高齢社会対策課 施設係 中田
TEL 03-5984-4586（直通）
Fax 03-5984-1214

登録居室の要件

- (1) 一定の居住水準が確保されていること。
 - ア 単身世帯においては、居住面積 25㎡以上（平成 23 年 7 月以前に着工された住宅においては 20 ㎡以上）、また、2 人世帯においては、居住面積 29㎡以上であること。
 - イ 構造体が木造の場合は、築 20 年以内であること。
 - ウ 専用の台所、便所および浴室を設置してあること。
- (2) 安全対策ができること。
 - ア 対象者の申入れにより火災警報器、自動消火器およびガス安全システム等の設置ができること。
 - イ 対象者の申入れにより住宅改修（手すりの設置、段差の解消等）ができること。
- (3) 契約家賃は、区長が定める範囲内であること。
- (4) 原則として、6 年間、居室の登録ができること。
- (5) 高齢者であることを理由として、入居を拒みまたは賃貸の条件を著しく不当なものとししないこと。

練馬支部事務所

〒176-0012

練馬区豊玉北5丁目19-12富士練馬ビル301

TEL 03-5912-0733

FAX 03-5912-0734月・火・木・金 10:30～15:30

（※東京都緊急事態宣言発令に伴い現在時短勤務となっております）